

逗子市いじめ防止基本方針

令和 7 年 1 月改訂版

逗子市

<目 次>

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	
(1) 財政上の措置等	
(2) 通報及び相談体制の整備	
(3) 関係機関等との連携等	
(4) 人材の確保及び資質の向上	
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	
(7) 啓発活動	
(8) 基本方針の内容の点検と見直し	
2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	
(1) 学校におけるいじめの防止	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(4) いじめに対する措置	
(5) 学校評価における留意事項	
3 いじめの防止等のために学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針	
(2) 学校におけるいじめの防止	
(3) いじめの早期発見のための措置	
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(5) いじめに対する措置	
(6) 学校評価における留意事項	

Ⅲ 重大事態への対処 10

1 いじめの重大事態

2 教育委員会又は学校による調査

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査の趣旨及び調査主体について
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- (4) 関係児童・生徒及びその保護者に対する説明等について
- (5) 調査結果の報告
- (6) 調査結果の公表

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 14

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割

2 逗子市いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割

3 逗子市いじめ問題調査委員会

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割

4 逗子市いじめ問題再調査委員会

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割

はじめに

逗子市（以下「市」という。）では、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、学校及び関係機関等と協力しながら、様々な取組みを推進してきました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題はさらに複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在しなかったソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）等、新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からさらなる施策の推進や学校、家庭、地域の協働が必要になっています。

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が連携して子どもたちの健やかな成長を支援し、社会全体で子どもたちを守り、逗子市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この「逗子市いじめ防止基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）を策定しました。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識が必要です。市では、逗子市教育大綱第1章に掲げる逗子教育ビジョンの『「つながりに気づき つながりを築く」人づくり』に基づき、いじめ対策への基本理念を以下に5つ掲げます。

- いじめは、人間として決して許されない行為であるということを、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童・生徒に関わるすべての大人が、共有し、いじめの根絶に取り組みます。
- いじめの起こる場所・場面は、学校の内外を問わず様々であることから、児童・生徒の周りにいる大人たちが、いじめが起らないように見守ります。そのため、学校はもとより、家庭や地域、関係機関・団体、行政機関が連携して取り組みます。
- お互いを認めあう学級づくり、援助的・親和的な学級づくりなど、これまで市が取り組んできた支援教育を一層推進し、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、すべての教育活動を通じ、いじめの防止に取り組みます。
- いじめを防止するためには、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の推進に取り組みます。
- いじめを生まない土壌をつくるために、学校は、互いの存在を認め合う居場所づくりや心の通う絆づくりにつながるような集団づくり・学級づくりを進めます。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- 家庭や学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認めあう、思いやる力”を育むことが重要です。また、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 児童・生徒一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- いじめの背景にある、児童・生徒が抱えている様々な問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 児童・生徒が、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他者と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう取り組むことが必要です。
- 援助ニーズがある児童・生徒への支援が不十分であると、それがいじめにつながる要因となるため、ユニバーサルデザインや構造化された授業を展開し、互いに助け合って学んでいく環境をつくることが重要です。そのため、学級における「授業の工夫」、「援助的な学級集団づくり」などの一次支援を十分に行うことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 学校においては教職員が日頃から、児童・生徒の表情や態度のささいな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。また、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、児童・生徒が困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童・生徒からの相談に真摯に対応することが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、市は家庭、地域をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どものいのちを守る意識を持つように働きかけることが必要です。

(3) いじめへの対処

- いじめには、チームで対応することが基本になります。学校においては、担任等が孤立したり、情報を抱え込んだりすることがないように、教職員が連携して組織的に対応していくことが必要です。

- 学校は、在籍する児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童・生徒への支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- 学校は、いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害に早急に対応します。また、インターネット上のいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。

(4) 地域や家庭との連携について

- P T A等や地域の関係団体等と学校関係者が連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。
- いじめの対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒双方の保護者と学校が連携を図り、問題をより良く解決することが必要です。
- いじめの問題の解決に当たっては、子どもが放課後を過ごしている場所やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域や家庭が連携して対応することが必要です。

(5) 関係機関との連携について

- いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要になる場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察等と連携して対処する必要があります。
- 学校や逗子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係機関との適切な連携を図るため、平素から関係機関との情報交換や連絡会議の開催等情報共有体制を構築しておく必要があります。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 財政上の措置等

- いじめの防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。
- いじめの防止等のための対策を推進するために、必要に応じて、国や県に財政上の措置その他の措置を講ずるよう求めます。

(2) 通報及び相談体制の整備

- 児童・生徒、保護者、地域住民等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図り、周知に努めます。

(3) 関係機関等との連携等

- いじめ防止等に向けて、「逗子市学校警察連絡協議会」や「逗子市児童生徒指導連絡協議会」等を通じて、学校、家庭、地域、関係機関等と情報交換を行い、連携した取組を円滑に進めることができるよう努めます。
- P T A等の活動を通しいじめ問題に関わる取組を促進させるため、P T A等や学校関係者と協議、連携の推進に努めます。
- 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度の活用等、警察と連携しながら対応します。
- いじめに係る相談窓口の周知に努め、いじめの防止等の対応が適切に行われるよう、相談窓口を設置する関係機関との連携を強化します。
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協議する体制の推進に努めます。

(4) 人材の確保及び資質の向上

- 教職員研修事業の充実を図り、いじめの問題に適切に対処できる人材の育成や資質・指導力の向上に努めます。
- いじめの防止を含む教育相談体制の確保やいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の確保に努めます。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- 教育研究相談センター等の調査・研究機能を活用して、いじめの未然防止のための実践事例やいじめ事案への具体的な対処事例について検証を行うとともに、学校にフィードバックすることで、学校での取組を支援します。

(7) 啓発活動

- いじめをしない、させない、ゆるさない社会を醸成するため、子どもも大人もいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう広報・啓発活動を行います。

(8) 基本方針の内容の点検と見直し

- 市の基本方針に位置付けた施策等の取組状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒の自尊感情を育み、安心して生活できる学校づくりを支援するための取組を進めます。
- 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むことが有効であることから、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実が図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- 学校への情報提供等により、児童・生徒が、いのちを大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を身に付けるための取組を進めます。
- 児童・生徒と向き合い、家庭、地域、関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組むために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進します。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 児童・生徒に対する定期的な調査状況を把握するとともに、問題行動等調査やいじめの問題に係る点検・調査等を実施します。
- 児童・生徒や保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備します。
- 教職員が、児童・生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、児童・生徒指導関連の会議における情報提供や校内研修の支援等、教職員の資質能力の向上に向けた取組を進めます。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、講演会等さまざまな場面を通じて、児童・生徒やその保護者に対し、情報モラルに関する必要な啓発活動を行います。

(4) いじめに対する措置

- 学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずるよう指導・助言を行います。
また、必要に応じて、当該報告に係る事案についての調査を行います。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、所轄警察署や神奈川県警察少年相談・保護センターへの相談や学校警察連携制度の活用等、警察と連携して取り組みます。
- 学校及び教育委員会での対応に困難が生じた場合は、教育委員会は、神奈川県教育委員会指導主事や臨床心理士・スクールソーシャルワーカーなどから編成される「学校緊急支援チーム」の派遣を県に依頼するなど、事案の解決を図ります。

(5) 学校評価における留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるよう、学校に対して指導・助言を行います。

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えとして、学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応します。

(1) 学校いじめ防止基本方針

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県、市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 策定した学校いじめ防止基本方針を保護者会や学校だより等で公開し、保護者や地域との共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。

(2) 学校におけるいじめの防止

- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自尊感情を育み、安心して生活できる学校づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度を育む取組を進めます。
- 児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、適切に行動することの重要性を理解させるよう努めます。
- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口を周知するよう努めます。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするために、学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、学校において、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 児童・生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒が思いを話しやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- インターネット上のいじめを防止するために、授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。

(5) いじめに対する措置

- 児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、学校いじめ対策組織を招集し、速やかに、情報収集に努め、対策を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍して

いる場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有し、連携して対処します。

- いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通すことを旨として、落ち着いた学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。さらに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活に向けた助言や支援を行います。
- いじめを受けた児童・生徒と、いじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、指導にあたっては、方針等を丁寧に説明し、保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 学校評価における留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国・県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」により適正に対応します。

学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要です。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応します。

- 重大事態かどうかの判断は、原則として学校が判断します。
- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて教育委員会が事実関係の確認を行います。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施します。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- * いじめを受けていた児童・生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合。なお、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断します。例えば
 - ・児童・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。
- * いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。）

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に報告します。なお、教育委員会は、必要に応じて神奈川県教育委員会にも報告します。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査主体は、発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査にあたり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会が調査主体となります。

教育委員会が行う調査は、逗子市いじめ問題調査委員会が主体となって調査します。

なお、教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、神奈川県教育委員会に必要な協力を要請します。

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースにおいては、全ての調査委員が重大事態が発生した学校関係者や関係する児童・生徒、保護者等の当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者で構成された第三者委員会方式で調査を行います。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者と、重大事態の根拠、調査の目的及び調査の進め方等について共通理解を図りながら進めていきます。

当該情報提供を行う際には、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校

生活を取り戻すための支援に努めます。

また、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

なお、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得られるよう関係児童・生徒及び保護者に対しても事前の説明をおこないます。

(4) 関係児童・生徒及びその保護者に対する説明等について

関係児童・生徒、保護者に対しても事前の説明をします。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、関係児童・生徒及び保護者等の協力により、詳細な事実関係の確認を行います。

(5) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長へ送付します。

(6) 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響を総合的に勘案して、適切に判断することとし、教育委員会が必要と認めた場合に公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態について、調査を行った結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、逗子市いじめ問題再調査委員会において再調査を実施します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事を派遣する等の重点的な支援等の必要な措置を講じます。

また、学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、市長が議会に報告します。

IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置づけられる組織であり、設置に当たっては、学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、学校において配慮することとします。

教育委員会は、いじめ防止に向けた対応が組織的に行われているか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、学年リーダー、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及びその保護者に積極的に伝える取組を行うものとします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は次の通りです。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・早期対応】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認(アンケート調査や聞き取り調査等)
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集

- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 逗子市いじめ問題対策連絡協議会

(1) 組織の設置

法第 14 条第 1 項の規定により、教育委員会に逗子市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

(2) 組織の構成員

学校、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者等で構成します。

(3) 組織の役割

いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた関係機関の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し等

3 逗子市いじめ問題調査委員会

(1) 組織の設置

法第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会に附属機関として逗子市いじめ問題調査委員会を設置します。

(2) 組織の構成員

弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成します。

(3) 組織の役割

教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究や学校で発生したいじめの重大事態の調査等を行います。

4 逗子市いじめ問題再調査委員会

(1) 組織の設置

法第 30 条第 2 項の規定により、市に附属機関として逗子市いじめ問題再調査委員会を設置します。

(2) 組織の構成員

弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者等で構成します。

(3) 組織の役割

学校又は教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要があると認める場合に再調査を行います。